佐々木 知子

1. 授業の概要(ねらい)

刑事訴訟法の目的は、被疑者・被告人の人権を保障しつつ、一方で、実体的真実の発見に努めることであり、その性質 上、迅速・適正に処理されなければなりません。

手続法は全般的に理解が難しい面もありますが、私が15年に及ぶ検事時代に体験した実務的な話を通し、また現在起 こっている話題の事件などの話も織り込みつつ、捜査の実務について具体的に理解しやすい授業を心がけています。と共 に書く力を重視し、試験後講評を含む模範答案を配り、解説をしたうえ、希望者には論文作成のアドバイスをしています。 受講生にも是非、積極的に取り組む姿勢を持ってもらいたいと思います。

2. 授業の到達目標

刑事法分野におけるある程度応用的な知識を有し、日々起こる事件の流れが分かり、説明できるようになること。

3. 成績評価の方法および基準

授業内試験(論述式2問)の採点結果によって成績を評価します。ただしその受験資格は出席50%以上(つまり7回以 上の出席)を必須とします。持ち込みは以下のテキストないしは参考書、手書きノート、六法可。 また出席状況は評価にあたっても考慮し、おおむねS10%、A~C各30%としています。

4. 教科書·参考文献

教科書

テキストは自ら作成し、配布する。

参考文献

池田·前田共著 『刑事訴訟法講義(第6版)』 東京大学出版会

5. 準備学修の内容

配布プリントとノート、参考書で復習するとともに次回分を予習しておくこと(2時間程度)。その際自らの頭で具体的に 想像しながら勉強することが大事で、疑問点はどんどん書き込み、質問してほしい(授業の最後15分を質問時間としていま す)。

6. その他履修上の注意事項

刑法総論はもちろん刑法各論も履修しておいてください。 出席に努め、教室でのマナーを守ること。 予習・復習をし、主体的に授業に参加すること。

オリエンテーション

7. 授業内容 【笙1回】

77-27 232
刑事訴訟の歴史
刑事訴訟法の目的、刑事訴訟の流れ、基本原則
刑事手続きの担い手①――警察・検察官・裁判所
刑事手続きの担い手②――被告人・弁護人・犯罪被害者
捜査①――概説・捜査の端緒
捜査②――逮捕
捜査③――勾留、逮捕・勾留の諸問題
捜査④――取調べ
捜査⑤――捜索・差押え・諸問題

捜査⑥――被疑者の防御権・捜査の終結 【第11回】

【第12回】 公訴の提起①――概説、起訴状 【第13回】

公訴の提起②――公訴の対象 公訴の提起③――公訴の要件と効果、まとめ 【第14回】

【第15回】 授業内試験